

§ 4 行政処分等

市民の安全な食生活を確保し、食品等による危害の発生を防止するため、不良食品等の発見・排除等に努め、必要な措置を講じた。また、市民からの苦情に対し、関係施設の調査・指導等を行った。

表260 処分等の内容

	施設総数	営業停止 命令	営業禁止 命令	回収命令	廃棄命令	返品命令	改善命令	指導票	始末書	無許可 営業警告	その他
総数	284	3	1	-	-	-	-	242	14	4	20
川崎	96	-	-	-	-	-	-	65	11	-	20
幸	15	1	-	-	-	-	-	12	-	2	-
中原	118	2	-	-	-	-	-	114	-	2	-
高津	12	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-
宮前	11	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-
多摩	4	-	1	-	-	-	-	3	-	-	-
麻生	24	-	-	-	-	-	-	21	3	-	-
北部市場	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
南部市場	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-

注) 口頭説諭を含まない。

資料：健康安全部健康危機管理担当

表261 食品等の処分

品名	処分	処分の理由
無し		

資料：健康安全部健康危機管理担当

表262 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第15条に基づく自主回収報告

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
着手報告受理件数	10	7	-	1	-	-	-	2
終了報告受理件数	9	6	-	1	-	-	-	2
着手報告取下げ件数	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：健康安全部健康危機管理担当